

エコクリーンプラザみやざき
運転管理等業務委託事業

公募説明書

令和元年11月1日

宮崎市

本公募において用いる言語を以下のとおり定義する。

- 本 件 対 象 施 設：エコクリーンプラザみやぎき運転管理等業務委託事業（以下「本事業」という）において契約を予定している計量棟、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、水処理施設、関連施設等をいう。
- 処 理 対 象 物：宮崎市（以下「本市」という）を含む県央地区10市町村から排出される一般廃棄物をいう。
- 基 本 協 定：優先交渉権者決定後、業務委託契約の締結に向けて、本市と応募者（優先交渉権者）が締結する協定をいう。
- 業 務 委 託 契 約：本件施設の運転や維持管理を行うため、基本協定に基づき、本市と応募者（優先交渉権者）が締結する契約をいう。
- 応 募 者：本事業の公募に応募する応募企業もしくは応募グループをいう。
- 応 募 グ ル ー プ：本事業の公募に複数の企業で応募する場合における企業グループをいう。
- 応 募 企 業：本事業の公募に単独で応募する場合の当該企業をいう。
- 代 表 企 業：単独の企業で本事業に応募する場合には、応募企業を指し、応募グループで応募する場合には、構成企業を代表して応募手続等を行う企業をいう。
- 構 成 企 業：本事業の公募に複数の企業で応募する場合において、応募グループを構成し、業務の一部を担うことを予定している企業であって、特別目的会社を設置する場合には、これに出資する企業をいう。
- 公 募 参 加 者：応募者のうち、資格審査を合格した者をいう。
- 公 募 業 者：本市と基本協定及び業務委託契約を締結し、本事業を実施する者をいい、特別目的会社を設置する場合には、その会社をいう。
- 選 定 委 員 会：本事業の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で本市が設置する、知識経験を有する者等で構成される事業者選定委員会をいう。

本公募説明書は、本事業に関する公募型プロポーザルに適用するものであり、本事業に係る公募の公告に基づく事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、基本協定書案、業務委託契約書案、リスク分担表案、優先交渉権者選定基準書、見積設計図書記載要領、様式集）によるものとする。

応募者は、募集要項に記載された事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で応募書類等の作成等を行うものとする。

【公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する理由】

エコクリーンプラザみやざきは、計量棟、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場及び水処理施設の複合施設であり、一体的な運転管理が必要となることや高度なプラント施設であるがゆえ、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される可能性がある。

そのため、専門的な知識や経験を有する事業者から広く提案を求め、価格の透明性を確保するとともに、提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

1. 事業概要

1) 本事業の内容

本事業における運転管理等業務委託は、令和3年4月1日から令和18年3月31日までの15年間とする。

事業者は、15年間にわたって、運転管理等業務を行うものとする。なお、応募グループであって、運転管理等業務を行う構成企業が複数である場合は特別目的会社の設立は必須とし、それ以外の場合の特別目的会社の設立は任意とする。

また、本市は事業期間終了後も最終処分場及び水処理施設を使用するため、事業者は、事業期間終了後の使用も考慮し、本市と連携し運転管理等業務を行うこととする。

(1) 事業名

エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業

(2) 施設管理者の名称

現 在：公益財団法人 宮崎県環境整備公社 理事長 金丸 政保

令和3年4月1日から：宮崎市長 戸敷 正

(3) 施設概要

エコクリーンプラザみやざき施設概要	
計量棟	<p>① 形式：ロードセル式（4点支持式、ピット型）</p> <p>② 数量：5基</p> <p>③ ひょう量：最大ひょう量 30t,40t 最小目盛り 10kg</p> <p>④ 積載台寸法：3.0m×8.0m、12.0m</p> <p>⑤ 計量装置：カードリーダー付計量データ装置 マイクロウェーブ方式併用</p> <p>⑥ その他^(注)</p>
焼却施設	<p>① 建築面積：10,624 m²</p> <p>② 延床面積：32,092 m²</p> <p>③ 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上6階、地下2階</p> <p>④ 規模：579 t /24h (193t /24h×3基) 処理方式：連続式ストーカー炉 その他：蒸気タービン発電設備 (11,200kW) 余熱利用設備 (外部供給可能中温水熱量：3.14GJ/時間)</p> <p>⑤ 再利用水処理 (有機排水、無機排水、脱塩処理) 設備： 浸出水処理水受入量：205 m³/日</p> <p>⑥ スラグヤード</p> <p>⑦ 洗車場</p> <p>⑧ 動物専用炉</p> <p>⑨ その他^(注)</p>
リサイクル施設	<p>① 建築面積：約 7,273.7m²</p> <p>② 延床面積：約 15,002.6m²</p> <p>③ 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階</p> <p>④ 規模：不燃・粗大ごみ 161t/5h 資源ごみ 105t/5h 紙製の容器包装リサイクル法対象物(飲料用紙パック, 段ボール、その他紙製容器包装), 乾電池・温度計・体温計、新聞・雑誌類、布類については保管のみを行う。</p> <p>⑤ 処理方式：不燃・粗大ごみ→破碎・選別 資源ごみ →選別・保管</p> <p>⑥ ストックヤード</p> <p>⑦ その他^(注)</p>
最終処分場	<p>① 埋立面積：約 54,600 m²</p> <p>② 埋立容量：約 577,000 m³</p> <p>③ 埋立工法：準好気性埋立構造 (管理型)、セル方式</p> <p>④ 遮水工：ベントナイト混合土+遮水シート 遮水シートモニタリング(電氣的漏水検知法+水質分析)</p> <p>⑤ 浸出水調整池：4槽、調整容量 40,000 m³</p> <p>⑥ その他^(注)</p>

水 処 理 施 設	<p>① 建築面積：約 885.3m²</p> <p>② 延床面積：約 1,667.5m²</p> <p>③ 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階，地下 1 階</p> <p>④ 規模：浸出水 205m³/日、生活排水 21m³/日</p> <p>⑤ 処理方式：(浸出水) 前処理＋凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜ろ過処理 ＋高度処理＋滅菌処理 (生活排水) 合併処理浄化槽</p> <p>⑦ 前処理施設</p> <p>⑧ その他^(注)</p>
関 連 施 設 等	<p>① 統括一元管理システム (管理共同利用施設内設置部分を含む)</p> <p>② 共同溝内に設置される設備機器</p> <p>③ 防災調整池に設置される設備機器</p> <p>④ 管理共同利用施設のうち以下の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター設備 ● 空調設備 ● 自動開閉ドア設備 ● 消防設備 ● 電気設備 ● 機械設備 <p>⑤ 外構設備のうち以下の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 場内の街路灯 ● 場内の散水設備 ● 屋外監視カメラ ● 電動門扉 <p>⑥ 浸出水処理水公共下水道送水システム</p>

(注) その他とは、各施設に付属する事務室、居室、浴室、トイレ、従業員用駐車場等である。

(4) 年間計画処理量

(i) 計画処理量 (一般廃棄物)

(t/年)

処理対象物	年度別計画処理量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
可燃ごみ	138,992	137,299	135,606	133,913	132,220
不燃ごみ	5,072	4,949	4,826	4,703	4,578
可燃粗大ごみ	1,890	1,857	1,824	1,791	1,759
不燃粗大ごみ	826	812	798	784	772
資源ごみ	10,918	10,895	10,872	10,849	10,825
その他	116	117	117	118	118
総搬入量	157,814	155,929	154,043	152,158	150,272

【参考】最終処分場埋立実績

【最終処分場埋立実績】

(t/年)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般廃棄物	163.14	164.72	215.90	216.18	232.44
産業廃棄物	921.42	1,919.59	2,494.05	2,357.96	2,337.71
飛灰固化物	5,529.16	5,369.64	5,264.12	5,488.01	5,629.55
金属残さ・焼き鉄	50.69	60.41	67.68	72.35	78.71
溶融不適物	2,887.65	2,174.87	2,152.62	1,776.59	2,023.60
焼却灰(バイパス灰)	10,970.79	12,285.20	11,941.21	10,805.10	10,082.66
リサイクル残渣	1,560.71	1,702.12	1,735.87	350.62	891.21
脱水汚泥	133.28	203.45	223.69	286.22	287.68
覆土	11,773.46	6,411.95	11,296.70	13,127.63	16,001.40
計	33,990.30	30,291.95	35,391.84	34,480.66	37,564.96

※産業廃棄物は、令和3年度以降「地方公共団体等から排出される産業廃棄物」のみとなる。

※表中「産業廃棄物」の内、「地方公共団体等から排出される産業廃棄物」の割合は、数%程度となる見込みである。

(5) 事業期間

① 事業期間：令和3年4月1日から令和18年3月31日まで

② 乖離請求期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※長寿命化工事工事期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日を予定。

また、必要に応じ、運転教育期間（契約締結日から令和3年3月31日まで）を設ける。

(6) 事業方式

本業務は15年間の運転管理等業務委託契約により実施する。

(7) 提案上限額

■ 運転管理等業務委託 提案上限額 343億1723万3千円

※ 提案上限額は、上記「(5) 事業期間 ①事業期間」における委託業務の対価の総額を示しており、消費税及び地方消費税の額を含まない。

※ 上記「(5) 事業期間のうち運転教育期間」に係る経費については、提案上限額に含まない。本件については優先交渉権者との契約協議の中で調整することとする。

(8) 契約の形態

① 本市は、本事業に係る基本協定を事業者と締結する。

② 本市は、基本協定に基づき、事業者と本事業に係る運転管理等業務委託契約を締結する。

2) 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

(1) 事前業務等

事業者は、特別目的会社を設置する場合は、基本協定締結後速やかに特別目的会社を設立するものとする。

また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

(2) 運転管理等業務

① 事業者は、本市と締結する運転管理等業務委託契約及び本市の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本件施設の運転管理等業務として、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む）、資源化促進業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務等（その他本市の実施する事業への協力等）を行う。

② 焼却施設において発生する熱エネルギーを最大限有効利用することとし、余熱を利用して発電した電気については、本件対象施設の所内及び管理棟、また隣接する温浴施設（ほがらか湯）へ供給し、更に余剰が発生した場合は、電気事業者等に供給すること

とする。

- ③ 事業者は、本事業に関して住民等から意見を受けた場合は、初期対応を行い、速やかに本市に報告するものとする。また、必要に応じて本市と協議の上、資料を作成し、住民との協議へ参加することとする。
- ④ 事業者は、業務の実施にあたり地元貢献に配慮するものとする。

(3) 業務終了時の引継業務

本市は、事業期間終了前に、終了後の本施設の取扱について検討するものとするが、事業者は、本市の検討に際して以下の事項に関して協力すること。

- ① 所有する図面・資料の開示
- ② 新たな事業者による本施設及び運転状況の視察
- ③ 運転管理等業務委託全般に係る指導

3) 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 処理対象物の搬入

本市は、処理対象物の搬入を行うとともに、分別に関する指導等の啓発活動を行う。

(2) 本事業の監視

本市は、運転管理等業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

(3) 余剰電力の売却

本市は、事業期間中において本施設の余剰電力の売却を行う。

(4) 副生成物の運搬及び処分

本市は、事業期間中において本施設から排出する焼却灰の一部の運搬及び処分を行う。

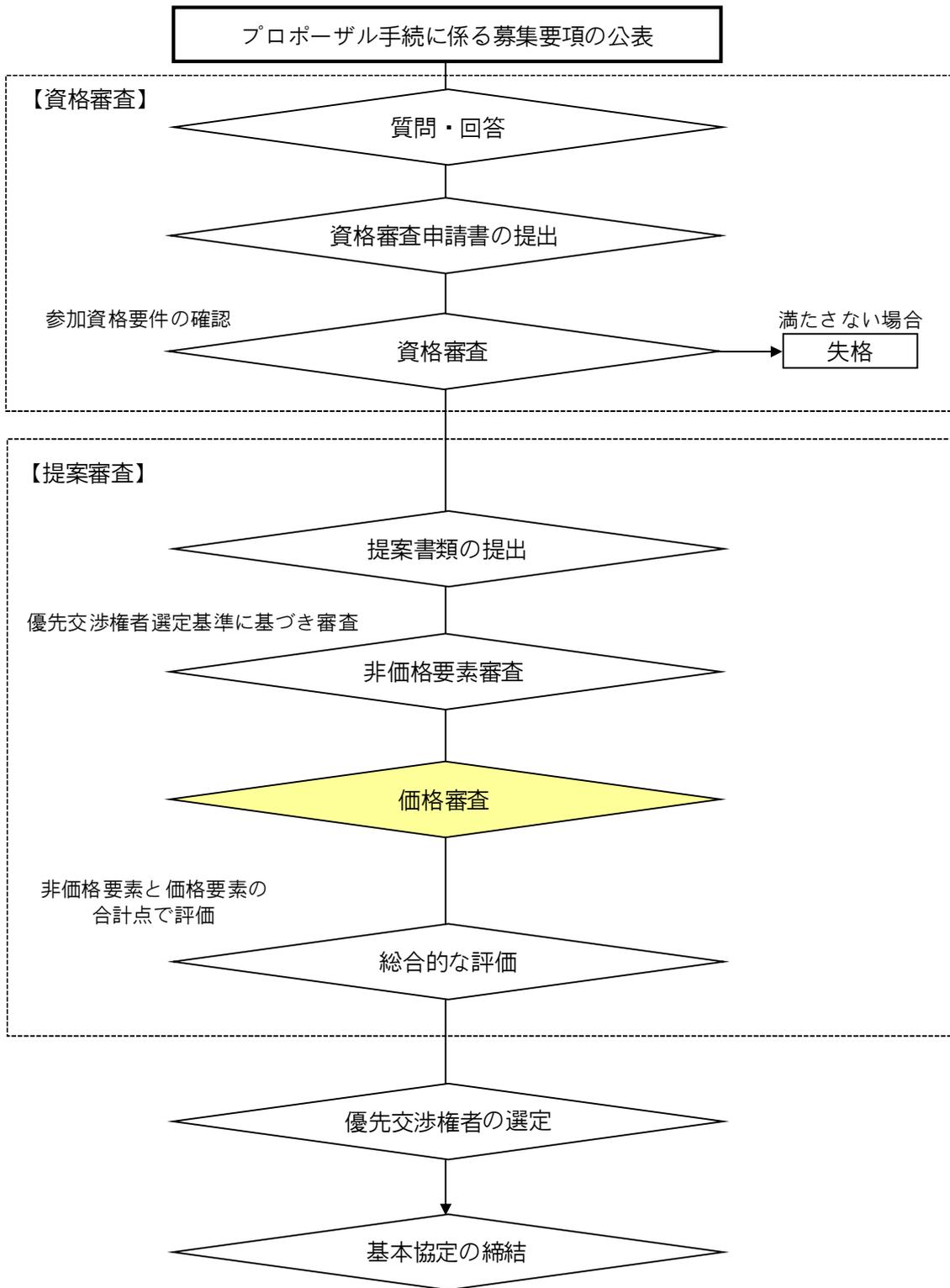
(5) 有価物の売却

本市は、事業期間中において本施設から発生する有価物の売却を行う。

2. 事業者選定の手続き

1) 基本協定締結までの流れ

公募の公告から基本協定締結に至るまでの流れは次頁のとおりであり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行う。



2) 契約締結までのスケジュール

公募の公告から契約締結に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールは、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

No.	項目	日程
1	公募の公告	令和元年 11月1日(金)
2	募集要項の公表開始	11月1日(金)
3	資格審査に係る質問の受付	11月1日(金)～ 11月15日(金)
4	資格審査に係る質問への回答	11月21日(木)
5	資格審査申請書等の提出	11月25日(月)～ 11月29日(金)
6	資格審査の実施	12月2日(月)～ 12月13日(金)
7	資格審査結果の通知	12月20日(金)
8	提案審査に係る質問の受付	12月23日(月)～ 12月27日(金)
9	提案審査に係る質問への回答	令和2年 1月16日(木)
10	提案書類の提出	1月27日(月)～ 1月31日(金)
11	提案審査(非価格要素審査および価格審査、プレゼンテーションによる審査を含む)	2月中旬
12	総合的な評価、優先交渉権者の選定	2月中旬
13	優先交渉権者の決定、基本協定の締結	3月中旬

3) 選定委員会の設置

本市は、事業者の審査を実施するにあたって、選定委員会を設置している。
選定委員会は、以下の委員により構成する。

所属・役職等
学識経験者（宮崎大学 工学部 准教授）
学識経験者（宮崎大学 地域資源創成学部 准教授）
行政関係者（宮崎県職員）
民間（廃棄物処理施設運営経験者）
本市職員

なお、応募者が、優先交渉権者選定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

3. 募集要項

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の（１）から（８）までの書類により構成される。募集要項は、応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- （１）公募説明書
- （２）要求水準書
- （３）基本協定書（案）
- （４）業務委託契約書（案）
- （５）リスク分担表（案）
- （６）優先交渉権者選定基準書
- （７）見積設計図書記載要領
- （８）様式集

2) 募集要項の公表

募集要項は、以下のとおり公表する。

- （１）日時：令和元年11月 1日（金）
- （２）方法：本市のホームページで公表する。

公募参加希望者は、応募書類を作成するにあたっての参考図書として、別紙に示す資料を閲覧することができる。また、希望により本施設の視察を受け付ける。

なお、参考図書の閲覧及び本施設の視察を希望する者は、希望日の7日前の17時まで下記宛先に、（４）に示す事項を送信することとする。メール件名は「参考図書の閲

覧及び施設の視察申込み」とし、本市からの返信をもって申込み完了とする。

(3) 参考図書閲覧及び施設視察日時

令和元年11月11日(月)から令和元年11月15日(金)まで
9時から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

(4) 申込みメール記載事項

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署
- ③ 連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)
- ④ 参考図書の閲覧及び施設視察の希望日時

(5) 申込みメール宛先

宮崎市環境部廃棄物対策課企画係
E-mail : 09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

3) 募集要項説明会

募集要項説明会は、実施しない。

4. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は、応募者の資格の確認を行うために、資格審査を行う。

1) 応募者の構成等

- (1) 応募者は、「1. 2) 事業者が実施する業務の範囲」に掲げる業務等を実施する予定の複数企業で構成される応募グループ(一つの企業がこれらの役割を兼任することを認める。)または応募企業とする。
- (2) 応募グループにおいては、統括を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- (3) 応募グループとして応募する場合は構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。
- (5) 代表企業の変更、応募グループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業または応募グループの構成企業が、他の応募企業または応募グループの構成企業となることはできない。
- (7) 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業、応募グループの構成企業となることはできない。
- (8) 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。

2) 事業者の構成等

複数の企業によって運転管理等業務を行う場合は、応募グループの構成企業が設立した特

別目的会社を、本市との基本協定締結後速やかに設立することとし、共同企業体としては認めないこととする。

また、特別目的会社を設立する場合において、特別目的会社への出資は、構成企業のみ行えるものとする。

3) 応募者の共通参加資格要件（応募者の共通要件）

応募企業及び応募グループの構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更正計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 資格審査書類提出時点において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 12 年 12 月 20 日告示第 350 号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 6 年 11 月 28 日告示第 198 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 国税および宮崎市税を滞納していない者であること。
- (6) 役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当しないこと。

ア．暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。

イ．暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。

ウ．契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。

エ．暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与している。

オ．暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団

排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。

4) 運転管理等業務を行う企業の要件

応募企業または応募グループは、以下に掲げる規模要件を満たす廃棄物処理施設における、地方公共団体等（地方自治法に定めのある協議会、一部事務組合、広域連合および地方公共団体が出資している公益法人を含む）からの下記①～⑧全ての業務の3年以上の受託実績（現在受託し3年以上経過している契約も含む）を有していること。

	規模要件	求める 業務受託実績
焼却施設	全連続式、ストーカ式、ボイラ・タービン付、処理能力 400 t/日以上かつ1 炉あたり 130 t/日以上	①運転管理業務 ②維持管理業務
リサイクル施設	不燃・粗大ごみ処理・資源化処理等、処理能力の総計が 180 t /5h 以上	③運転管理業務 ④維持管理業務
管理型 最終処分場	埋立容量 403,900 m ³ 以上	⑤運転管理業務 ⑥維持管理業務
水処理施設	処理能力 143 m ³ /日以上	⑦運転管理業務 ⑧維持管理業務

なお、応募グループの場合には、構成企業がそれぞれ担当を予定する施設または業務において上記の要件の一部を満たすことにより、応募グループ全体で上記①～⑧全ての業務受託実績を満たすこととする。

また、構成企業が特別目的会社の一員として要件の一部を満たす業務受託実績を有する場合には、これを確認できる書面の提出をもって、業務受託実績として取り扱うことができるものとする。

5) 参加資格の喪失

応募者（応募グループの構成企業を含む）が、公募公告日から基本協定の締結までの間に、「4. 1) 応募者の構成等」～「4. 4) 運転管理等業務を行う企業の要件」に掲げる要件を欠くこととなった場合は、当該応募者の公募参加資格を取り消す。

6) 応募者の代表企業、構成企業の変更

応募者の代表企業、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、代表企業、構成企業が分社化や合併等により企業名を変更した場合など、特段の事情があると本市が認めた場合は、協議を行い、変更してもなお「4. 1) 応募者の構成等」～「4. 4) 運転管理等業務を行う企業の要件」に掲げる資格を満たすことを本市が確認し、本市が当該変更を妥当と認めたときは、その変更を認めるものとする。

5. 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本市の審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「4. 1) 応募者の構成等」～「4. 4) 運転管理等業務を行う企業の要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を本市に提出しなければならない。なお、資格審査申請書等は最新のものとし、資格審査実施日において有効であるものとする。

2) 資格審査申請書等に対する質問・回答

資格審査申請書等に関する質問・回答を以下の（1）及び（2）のとおり実施する。なお、提案書類に関する内容については、別途実施する「6. 1) 提案書類に対する質問・回答」において質問すること。

（1）質問方法

質問のある者は、募集要項に関する質問書【様式第1号】にその内容を簡潔に記載し、③に示す電子メールアドレス宛に送信することができる。原則として、持込みまたは郵送、口頭、電話等による質問は受け付けないこととする。

ただし、質問者からのメール受信確認については本市への電話連絡を行うこと。

① 受付期間：令和元年11月 1日（金）から令和元年11月15日（金）

② 受付時間：9時から17時まで

③ 宛 先：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係

E-mail：09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

（2）回答方法

本市は、回答を作成し、ホームページにて公表する。

① 回答期限：令和元年11月21日（木）17時まで

② 公開URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/enviroment/210634.html>

3) 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、以下のとおりとする。

- (1) 資格審査申請書【様式第2号】
- (2) 応募者の構成（役割分担）【様式第3号-1】
- (3) 納税証明書（本市税）、納税証明書（国税）
- (4) 応募者の構成（構成企業の連絡先）【様式第3号-2】
- (5) 委任状【様式第4号】
- (6) 運転管理等受託実績【様式第5号】及び「4. 4）運転管理等業務を行う企業の要件」の実績を有していることを証明する書類（契約書写し等）
- (7) 履歴事項全部証明書（※応募グループの場合は、代表企業だけでなく、構成企業等も含める。）
- (8) 誓約書兼照会承諾書（団体用）【様式第6号-1】
- (9) 役員の氏名・住所等一覧表【様式第6号-2】

本市税の納税証明書（滞納無証明書）の請求にあたっては、税証明交付申請書や委任状等が必要になります。詳しくは本市ホームページを確認するとともに、請求手続については事前に市民課証明係へお問い合わせください。

4) 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本6部を持参により提出することとする。

5) 資格審査申請書等の受付

- (1) 受付期間：令和元年11月25日（月）から令和元年11月29日（金）まで
- (2) 受付時間：9時から17時まで（ただし、12時から13時までを除く）
- (3) 受付場所：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 第2庁舎 4階

6) 資格審査方法

応募者の資格審査は、提出された資格審査申請書等に基づき実施する。

7) 資格審査結果

資格審査結果は、令和元年12月20日（金）以降、資格審査結果通知書により各応募者へ通知する。

8) 資格審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかった応募者は、その理由について本市に対して説明を求めることができるものとする。

- (1) 説明請求の期日等

資格審査結果の理由の説明を求める場合には、以下の宛先へ書面（書式は自由）を提出

することとする。

- ① 受付期間：本市が資格審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して3日以内
(期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- ② 受付時間：9時から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)
- ③ 宛 先：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 第2庁舎 4階

(2) 説明請求に関する回答

説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面で回答する。

6. 事業者の決定(提案審査)

1) 提案書類に対する質問・回答

提案書類に対する質問・回答を以下の(1)及び(2)のとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う可能性がある場合は、内容の適合について、確認を行うことができるものとする。このうち特に、代替提案を希望する場合には、募集要項に関する質問書【様式第1号】の「2. 要求水準書に関する質問書」に提案内容を記載(必要に応じ、図面等を添付)すること。なお、質問者の独自の提案等にかかる回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

(1) 質問方法

質問のある者は、募集要項に関する質問書【様式第1号】にその内容を簡潔に記載し、③に示す電子メールアドレス宛に送信することができる。原則として、持込みまたは郵送、口頭、電話等による質問は受け付けないこととする。

ただし、質問者からのメール受信確認については本市への電話連絡を行うこと。

- ① 受付期間：令和元年12月23日(月)から令和元年12月27日(金)
- ② 受付時間：9時から17時まで
- ③ 宛 先：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係 TEL：0985-44-2563
E-mail：09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 回答方法

本市は、回答を作成し、ホームページにて公表する。質問の性質上、個別に回答する必要がある場合については、募集要項に関する質問書【様式第1号】に記載されている電子メールアドレス宛に送付するものとする。

- ① 回答期限：令和2年1月16日(木) 17時まで
- ② 公開URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/enviroment/210634.html>

2) 提案書類の構成書類

公募参加者（応募者のうち、資格審査を合格した者）は、提案書類を提出すること。

提案書類の構成は、次のとおりとする。提案書類は、様式集に沿って作成するものとし、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書類に公募参加者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。なお、A3判の資料（様式第8号－4、維持管理業務明細書等の添付書類）については、3ッ折によりA4判サイズに折り込んでファイリングすること。

- (1) 価格提案書【様式第7号】
- (2) 見積設計図書【様式第8号】
- (3) 非価格要素提案書【様式第9号】
- (4) 業務分担届出書【様式第10号】

3) 提案書類の記入方法

提案書類は、以下のとおり記入すること。

(1) 非価格要素審査書類

非価格要素審査書類は、非価格要素提案書【様式第9号】とする。

非価格要素審査書類には、指定がある場合を除き（鑑文等を除き）、公募参加者およびその代表企業および構成企業の名称を特定できないよう記載すること（必要に応じ、「構成企業A社」等の名称を用いること）。

(2) 価格審査書類

価格審査書類は、価格提案書【様式第7号】、見積設計図書【様式第8号】、業務分担届出書【様式第10号】とする。

4) 提案書類の提出方法

「非価格要素審査書類」と「価格審査書類」のそれぞれについて、以下のとおり提出すること。

なお、CD-Rには、提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章、補足資料等）のみを格納することとし、CD-Rへの格納条件は次のとおりとする。

CD-R：windows フォーマット

OS：Microsoft 社製の windows

使用アプリケーション：Microsoft 社製の Excel、Word

(1) 非価格要素審査書類

正本1部、副本10部、CD-R3セットを準備し、持参により提出すること。

正本および副本については、非価格要素提案書【様式第9号】、添付資料の順にファイル（A4サイズ）に綴じ込むこと。

なお、ファイルの表紙および背表紙には、以下のとおり記入（テープ式ラベルの貼付も可）すること。

- ・「非価格要素審査書類」
- ・「グループ番号（本市より公募参加者に通知する番号）」
- ・「正本」または「副本」

（2）価格審査書類

正本1部、副本10部、CD-R3セットを準備し、持参により提出すること。

正本および副本については、価格提案書【様式第7号】、見積設計図書【様式第8号】、業務分担届出書【様式第10号】、添付資料の順にファイル（A4サイズ）に綴じ込むこと。

なお、ファイルの表紙および背表紙には、以下のとおり記入（テープ式ラベルの貼付も可）すること。

- ・「価格審査書類」
- ・「グループ番号（本市より公募参加者に通知する番号）」
- ・「応募者名」
- ・「正本」または「副本」

更に、ファイルを1部ずつ封筒（角2、マチ付き）に封緘し、封筒のおもて面に「応募者名」「価格審査書類在中」「正本または副本」を記載すること。

5) 提案書類の受付

- （1）受付期間：令和2年 1月27日（月）から令和2年 1月31日（金）まで
- （2）受付時間：9時から17時まで（ただし、12時から13時までを除く）
- （3）受付場所：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 第2庁舎 4階

6) 参加の辞退

公募参加者は、提案書類の受付締切日まで随時参加を辞退することができるものとする。参加を辞退する場合は、「参加辞退届」【様式第11号】を本市に提出することとし、提出先及び提出期間については「6. 5) 提案書類の受付」と同一とする。なお、参加辞退届は郵送（書留）または持参するものとする。

7) 参加の無効

次のいずれかに該当する場合、参加は無効とする。

- （1）公募参加者でない者が応募したとき
- （2）提案書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- （3）同一事項の応募について2通以上の提案書類を提出したもの
- （4）他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたもの
- （5）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に接触する不正の行為による応募をしたとき

- (6) 応募に関し不正の行為があったとき
- (7) 価格提案書に記載された金額、名称等または印影が認知し難いとき
- (8) 価格提案書に記載された金額が「1. 事業の概要」に示す提案上限額を超過したもの
- (9) その他公募条件に違反したとき
- (10) 「4. 5) 参加資格の喪失」に示す事項があったとき

8) 参加にあたっての留意事項

参加にあたっては、公募参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該公募参加者を募集手続に参加させずまたは募集手続きの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本市が必要と認めたときは、募集手続を延期または中止、もしくは取り消すことがある。

9) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出または撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、本市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないこととする。

10) 優先交渉権者の選定方法

選定委員会において、優先交渉権者選定基準書に基づき、次の(1)から(3)までの手順を経て優先交渉権者を選定し、その結果を各公募参加者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

(1) 非価格要素審査

非価格要素について、書面審査およびプレゼンテーション審査(2月中旬を予定)によって総合的に審査し、非価格要素審査点を決定する。

(2) 価格審査

価格について、「1. 1) 本事業の内容」に示す提案上限額を超過していない範囲である公募参加者の提案価格を、優先交渉権者選定基準書に定める価格審査点算出式によって求めることにより価格審査点を算定する。

(3) 優先交渉権者の選定

(1)で決定した非価格要素審査点と(2)で決定した価格審査点から優先交渉権者選定基準書に定める総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。

なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者として選定する。

(4) 優先交渉権者の失格

応募者を構成する企業が、優先交渉権者選定から契約締結までに、本市との運転管理等業務に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1項または第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- ② 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人もしくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

1 1) 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後、次の(1)から(5)までの手順に基づき本事業の契約に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、総合評価点の高い事業者から順に契約協議を行うこととする。

(1) 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会の評価結果を基に本事業の優先交渉権者を決定する。

(2) 基本協定の締結

本市と優先交渉権者(全ての構成企業を含む)の間で締結する本事業の実施に関する基本的な協定として基本協定を締結する。

(3) 契約詳細の協議

本市と優先交渉権者は、基本協定書締結後、業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

(4) 見積もり合わせ

本市と優先交渉権者は、契約詳細の協議後、見積もり合わせを実施する。

(5) 契約の締結

本市と優先交渉権者は、基本協定書の締結後、業務委託契約を締結する。

7. 契約保証金

事業者は、契約書に定める金額以上の契約保証金またはこれに代わる担保を業務委託契約の締結と同時に本市に差し入れることとする。

8. 事業者の設立

本事業において特別目的会社を設立する場合、優先交渉権者は、基本協定締結後速やかに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立するものとする。事業者の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本店所在地を宮崎県宮崎市とする。

- (2) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が事業者の構成中最高であること。
- (3) 事業者は、事業期間を通じて、提案した資本金を維持すること。
- (4) 事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。
- (5) 事業者の株主は、本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。
- (6) 事業期間においては、本事業および本事業に付随する事業以外の事業を兼業することはできないものとする。特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

9. その他

1) 費用負担

契約締結に至るまでの全ての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

2) 著作権等

提出された提案書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。

ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、本市は、提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

3) 募集要項の使用の制限

本市から提示された募集要項は、本公募への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないものとする。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面（「5. 2) 資格審査申請書等に対する質問・回答」および「6. 1) 提案書類に対する質問・回答」に係る電子メールおよびホームページを含む）によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 提案審査結果理由の説明要求

提案審査の結果、優先交渉権者とならなかった応募者は、その理由について本市に対して説明を求めることができるものとする。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、以下の宛先へ書面（書式は自由）を提出することとする。

① 受付期間：本市が公表した日の翌日から起算して 3 日以内

（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 受付時間：9時から17時まで（ただし、12時から13時までを除く）

③ 宛 先：宮崎市環境部廃棄物対策課企画係

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 第2庁舎 4階

(2) 説明請求に関する回答

説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面で回答する。

10. 問い合わせ先

宮崎市環境部廃棄物対策課企画係

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 第2庁舎 4階

E-mail : 09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

TEL : 0985-44-2563

FAX : 0985-28-2235

閲覧資料リスト

No.	資料名称	写真撮影 可否
1	焼却溶融施設建設工事 竣工図	否
2	焼却溶融施設建設工事 試運転報告書	否
3	焼却溶融施設建設工事 取扱説明書	否
4	リサイクルプラザ建設工事 竣工図	否
5	リサイクルプラザ建設工事 試運転報告書	否
6	リサイクルプラザ建設工事 取扱説明書	否
7	浸出水処理施設建設工事 竣工図	否
8	浸出水処理施設建設工事 取扱説明書	否
9	管理共用利用施設建設工事 竣工図	否
10	エコクリーンプラザみやざき焼却施設 長寿命化総合計画書	可
11	エコクリーンプラザみやざきリサイクル施設 長寿命化総合計画書	可
12	エコクリーンプラザみやざき浸出水処理施設 長寿命化総合計画書	可
13	第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画	可
14	宮崎県央地域 循環型社会形成推進地域計画	可
15	宮崎県廃棄物処理センター施設整備事業に係る環境影響評価書	可
16	焼却施設仕様書	可
17	リサイクル施設仕様書	可
18	埋立維持管理計画	可
19	水処理施設仕様書	可
20	浸出水処理水下水道送水システム管理・運用マニュアル(案)	可
21	保安規程	可
22	エコクリーンプラザみやざきの供用期間延長に関する協定書	可